

告示

埼玉県告示第千四百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神扇落悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十一月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	武井 正	埼玉県幸手市大字平須賀三千百五十五番地
同	船川 由孝	同 神扇千五百七十番地
同	張ヶ谷 幸夫	同 中野三百十二番地
同	中山 鋭男	同 下吉羽千三百七番地
同	小出 義臣	同 長間九百五十八番地一
同	伊丹 栄	同 木立千九十番地
同	増田 隆司	北葛飾郡杉戸町大字遠野四百九十四番地
監事	藤 沼 一博	幸手市大字神明内二百四十三番地
同	船川 正志	同 平須賀一丁目二百八十四番地
同	倉持 登	北葛飾郡杉戸町大字並塚千四百六十八番地

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	武井 正	埼玉県幸手市大字平須賀三千百五十五番地
同	張ヶ谷 幸夫	同 中野三百十二番地
同	船川 由孝	同 神扇千五百七十番地
同	小出 義臣	同 長間九百五十八番地一
同	伊丹 栄	同 木立千九十番地
同	中山 鋭男	同 下吉羽千三百七番地
監事	藤 沼 一博	同 神明内二百四十三番地
同	関 忠一	北葛飾郡杉戸町大字遠野五百六十四番地一
同	中村 實	幸手市平須賀二丁目三百六十三番地